



## < 業務情報 >

## かかりつけ薬剤師について

「患者のための薬局ビジョン」でのスローガンであったかかりつけ薬剤師は、2016年4月の診療報酬改定で「かかりつけ薬剤師指導料（以下、かかりつけ指導料）」が新設されて、初めてかかりつけ薬剤師が制度化されました。しかし、厚労省が昨年6月に公表した2021年度社会医療診療行為別統計によると、制度化後6年が経過した現在にあって、薬学管理料の中でのかかりつけ指導料の算定割合は1.5%と伸び悩んでいるとのこととあります。当社における令和4年4月～令和5年2月のかかりつけ指導料の算定件数は783件であり、薬学管理料算定件数全体の0.1%にも満たない状況にあります。

そこで、今回のかかわら版では、当社におけるかかりつけ薬剤師の現状などについて考察してみたいと思います。

### <当社におけるかかりつけ薬剤師の現況>

本年2月の段階で図1に示したかかりつけ薬剤師の要件を満たしている薬剤師は、全薬剤師138名中54名(39.1%)であり、その中で患者同意を得てかかりつけ指導料を算定しているのが19名でした。残りの35名は、かかりつけの患者同意を得ることで、かかりつけ指導料を算定できる薬剤師になることができます。

かかりつけ薬剤師の要件を満たしていない薬剤師は84名であり、その内訳は下表の通りです。ここで言う「地域活動」とは、学校薬剤師や広報などで休日当番薬局として公表されている等で業務を行っている薬剤師です。

(表) 要件を満たしていない薬剤師の内訳

保険薬剤師 3年未満	週32時間 未満	在籍1年 未満	認定薬剤師 でない	地域活動 なし
17	6	35	34	18

### <かかりつけ薬剤師の業務>

基本的には従来の服薬管理指導の内容ですが、より深い患者との関わりが求められます。

- ・必要に応じて血液・生化学検査結果を参考として、薬学的管理・指導を行う
- ・投薬後の患者フォローアップによる処方薬による副作用の早期発見など、継続した患者の状況把握
- ・患者の医療に関する相談に応じて生活指導を行う
- ・処方箋医薬品以外の患者が常用しているOTC医薬品や健康食品などの把握と指導 など

### <同意取得>

患者のかかりつけ薬剤師になるためには患者同意が必要ですが、どのような患者にかかりつけ薬剤師の提案をして同意を得るのか、初めて来局した患者にはどのようにして同意を得るのかなど、患者を勧誘するにはかなりのストレスを要すると思われます。当社で、かかりつけ薬剤師の要件を満たしている薬剤師が多いのに、同意を取得して業務を行っている薬剤師が少ないのは、その辺に理由があるのかもしれない。患者にとっては良い制度であっても、決められた患者に対する服薬指導、薬歴管理、24時間対応など、薬剤師にとっては煩わしさ感があることも、同意取得に対して消極的にさせている原因かもしれません。

しかし、この煩わしさは、現在の診療報酬ではかかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が該当患者に対応した場合の

- 1 3年以上の保険薬局勤務経験
- 2 同一の保険薬局で週32時間以上勤務
- 3 勤務先の保険薬局に1年以上在籍
- 4 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定薬剤師の取得
- 5 医療に係る地域活動や取り組みへの参加

(図1) かかりつけ薬剤師の必要要件

# ご指名ください あなたの かかりつけ 薬剤師に

## かかりつけ薬剤師がいれば安心です

<p><b>あなた専属の薬剤師</b> かかりつけ医とも連携</p>	<p><b>調剤された薬や 購入した薬について</b> 継続的に管理</p>	<p><b>夜間でも安心</b> 24時間相談OK</p>
--	--	-----------------------------------

薬の使用記録を残しておくと、過去の副作用なども確認でき、安全に薬を使用できます。

使用する薬を一人の薬剤師が把握できると、同じ薬の使用や注意する飲み合わせが防げます。飲み忘れ等で残った薬も管理します。

薬のことはもちろん、健康食品や介護用品などのご相談も承ります。

●●●薬局

(図2) かかりつけ薬剤師の認知度向上と勧誘のポスター(当社作成)

服薬管理指導料の特例が新設(59点)されていることで、幾分解消されたと考えられます。また、お薬手帳有の再調剤による服薬管理指導料45点がかかりつけ薬剤師による指導では76点となり、同意取得を多くしてかかりつけ指導料件数を多くすることで会社の収益にも貢献できます。同意が取得しにくい原因は、薬剤師の煩わしさ感以外に、患者がかかりつけ薬剤師制度を知らないことにもあると考えられます。日経ドラッグインフォメーションが患者1000名を対象に行ったかかりつけ薬剤師の認知度に関する調査では、76.7%の患者が「知らない」と回答しており、この制度の認知度を上げるためにも図2のような薬局掲示も必要と考えます。しかし、患者同意を多くするためには、何よりも患者との信頼関係を築くことが大前提です。常日頃の服薬指導時でも、安心感や話しやすさを感じてもらい、「信頼できそうな薬剤師さんだな」と思ってもらえるように丁寧な対応を心がけることだと思います。薬剤師の方からは「あなたのかかりつけ薬剤師になる意思がある」という意思表示をすることも必要であると思います。